

立川市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

市立中学校における学校給食費を無償とするため。

## 立川市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

立川市立学校の学校給食費に関する条例（令和4年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 ……略……</p> <p>4 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>に限り、市長は、中学校において学校給食の提供を受ける生徒の保護者から学校給食費を徴収しない。ただし、当該保護者が規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 ……略……</p> <p>4 <u>令和6年度及び令和7年度</u>に限り、市長は、中学校において学校給食の提供を受ける生徒の保護者から学校給食費を徴収しない。ただし、当該保護者が規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。</p>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。